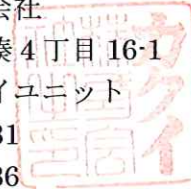


安全データシート

1. 製品及び会社情報

| | |
|--------|--|
| 会社名 | カクイ株式会社 |
| 住所 | 鹿児島市唐湊4丁目16-1 |
| 担当部署 | エコサプライユニット |
| 電話番号 | 099-254-2131 |
| FAX番号 | 099-254-2136 |
| E-mail | shinsozai@kakui.co.jp |
| 作成日 | 2020年12月7日 |
| 改定日 | 2024年11月6日 |



製品名

カクイオイルキャッチャー
NKR-40

2. 組成・成分情報

| | |
|----------|--------------|
| 主成分 | : 天然繊維主体 |
| 組成および含有量 | : 非公開 |
| CAS No. | : 分類基準に該当しない |
| 国連分類及び番号 | : 分類基準に該当しない |
| GHS | : 分類基準に該当しない |

3. 危険有害性の分類

| | |
|-------|--------------|
| 分類の名称 | : 分類基準に該当しない |
| 危険性 | : 可燃性 |
| 有害性 | : なし |

4. 応急措置

| | |
|-----------|----------------------------------|
| 目に入った場合 | : こすらずに水でよく洗眼する。刺激があれば医師の診察を受ける。 |
| 皮膚に付着した場合 | : 水でよく洗浄する。 |
| 吸引した場合 | : 水でよく洗浄する。 |
| 飲み込んだ場合 | : 水で口の中をよく洗浄する。 |

5. 火災時の措置

| | |
|------|--|
| 消火方法 | : 消火作業では、適切な保護具を着用する。付近の着火源を絶ち、消火剤を使用して消火する。 |
| 消火剤 | : 粉末消火剤、泡消火剤、ガス消火剤 |

6. 漏出時の措置

: 飛散したものを集めて空容器に回収する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

: 吸着以外の用途には使用しない。
熱を加える等の加工をしない。
酸化剤や分解剤等を混合、および接触するのを避ける。
使用した吸着シートは速やかに回収する。
状況によっては保護眼鏡、保護マスクを使用する。

保管

: 高温多湿を避け、常温で直射日光を遮断できる室内に保管する。
酸化剤や分解剤と混ぜて積んだり、近くに保管しない。
厨房器具等、火気のそばに保管しない。
その他、消防法・労働安全衛生法の法令に定めるところに従う。

8. 曝露防止措置

設備対策

: 飛散しやすい場所には、除塵装置付き局所排気設備を設置することが望ましい。

保護具

: 通常の実取扱い条件においては、特に必要なし。

9. 物理的及び化学的性質

外観等

: 厚さ 0.4cm の繊維集合体

色相

: 黄褐色

主成分の熱の影響

: 120℃・5時間で黄変、150℃で分解

主成分の比重

: 1.0 以下

灰分

: 0.89%

発熱量

: 5.716cal/g

耐油性

: 著しい溶解、化が認められない

10. 安全性及び反応性

引火点

: データなし

発火点

: データなし

酸化性

: 常温では安定である

自己反応性／爆発性

: 通常の実保管や使用状態では爆発の危険性はないが、可燃性であるため、吸油させた場合はその油の性状に合わせた処理を行う。

安定性／反応性

: 通常の実取扱い条件においては安定。

その他

: 動植物の油類は余熱があるまま大量に蓄積すると酸化発熱作用が促進し、自然発火の危険がある。また、引火性の高い油を吸着させる場合は、静電気・スパークなどの着火源を生じないようにする。

11. 有害性情報

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 皮膚腐食性 | : なし |
| 皮膚刺激性 | : データなし (構成成分より推定して刺激性は低いと考えられる。) |
| 急性毒性 | : データなし (構成成分より推定して刺激性は低いと考えられる。) |
| 慢性毒性 | : データなし (構成成分より推定して刺激性は低いと考えられる。) |

1 2. 環境影響情報

: 著しい性状の変化が認められない。

1 3. 廃棄上の注意

: 油を吸着させた後は、その性状に合わせた処理方法および自治体の指示に従って処分する。なおシート素材自体の焼却によるダイオキシン、有害ガスの発生はありません。

1 4. 輸送上の注意

: 直射日光をなるべく避け、濡れないように輸送する。
酸化剤、分解剤との混載は避ける。

1 5. 適用法令

特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法）

: 該当せず（組成及び性状より判定）

毒物及び劇物指定令に関する政令及び毒物及び劇物取締法施行規則に関する省令

: 該当しない

1 6. その他

: 危険・有害性の評価は、現時点で入手できる資料・情報・データ等に基づいて作成しておりますが、すべての資料を網羅したわけではありませんので取扱いには充分注意して下さい。